

**令和 8 年度版**

**肉用牛関連補助事業のてびき**



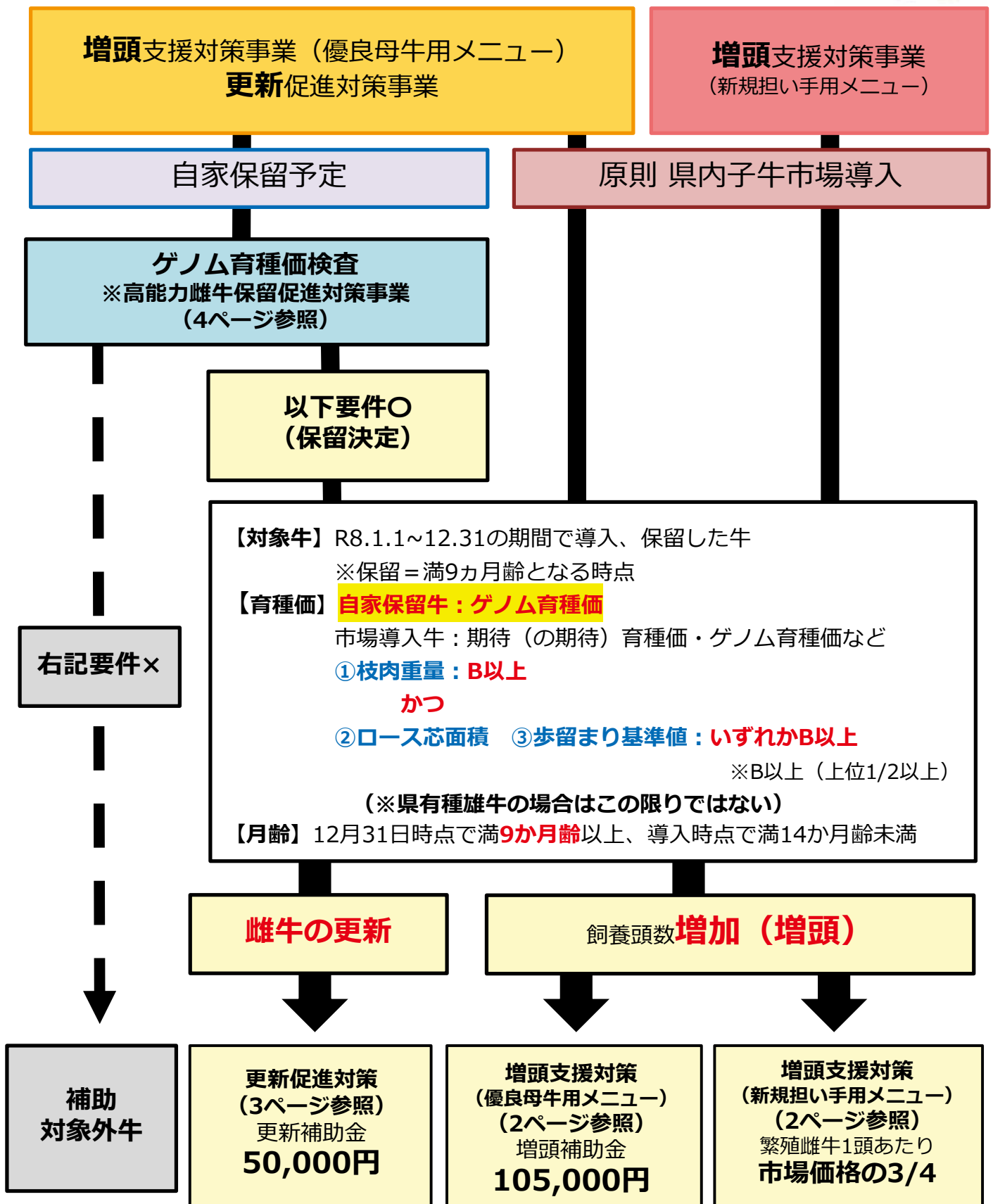
**おおいた肉用牛振興協議会**

## 目 次

やりたいこと		事業名	ページ
<b>【県単事業】</b>			
増 頭	繁殖雌牛増頭	おおいた和牛生産向上対策事業(増頭支援対策)	2
更 新	繁殖雌牛更新	おおいた和牛生産向上対策事業(更新促進対策)	3
能力向上	母牛改良	おおいた和牛生産向上対策事業(高能力雌牛保留促進対策)	4
規模拡大	施設整備	新規担い手確保対策事業	7
新規就農	施設整備	施設整備事業	8
生産性向上	施設整備	生産性向上対策事業	9
放 牧	放牧地整備	放牧地生産基盤整備事業	10
飼 料	機械導入・牧野	自給飼料生産拡大対策事業	11
肥 育	肥育預託	肥育牛安定生産対策事業	12
<b>【国庫事業 他】</b>			
規模拡大	施設整備	畜産クラスター事業(施設整備事業)	13
生産性向上	機械導入	畜産クラスター事業(機械導入事業)	}14
生産性向上	機械導入	畜産経営体生産性向上対策事業(ICT等機械装置等導入事業)	
更 新	繁殖雌牛更新	畜産クラスター事業(優良繁殖雌牛更新加速化事業)	16
改 良	改良基盤強化	肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛生産基盤強化対策事業)	18
補てん	経営安定	肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)	}19
補てん	経営安定	肉用子牛生産者補給金制度	
疾病対策	衛生対策	家畜生産農場衛生対策事業	20
<b>【参 考】</b>			
【情報提供】家畜伝染病対策を万全に！			21
【農業制度資金】畜産に係る制度資金			22
【第13回全国和牛能力共進会 出品種雄牛紹介】安白清、幸千風、加代白清			29
堆肥など(特殊肥料)を生産・販売する際の注意事項			30
大分県畜産共通システム(通称:うしの窓口)について			32
畜舎特例法について			34
令和8年度 家畜市場日程表			36

※各補助事業については、各事業主体(県、市町村、畜産協会等)へお問い合わせください。

# 令和8年度 増頭・更新事業フロー図



※詳細については、市町村等にお問い合わせください

1 事業の内容

おおいた和牛の安定供給に向けた繁殖農家の生産基盤の更なる強化を図るため、ゲノム育種価による評価等を活用し、規模拡大を図る繁殖農家等が産肉能力の高い繁殖雌牛の増頭を行う取り組みを支援します。

2 補助条件

- 1) 事業主体: 市町村
- 2) 事業実施主体: 繁殖農家等
- 3) 期首(R8.1.1)頭数・期末(R8.12.31)時点頭数を比較して **2頭以上の増頭**が図られていること

3 補助対象牛

**1) 優良母牛用メニュー**

期末時点で満9ヵ月齢以上かつ導入時点で満14ヵ月齢未満の黒毛和種繁殖雌牛で、1ページに示す育種価要件を満たす牛。ただし、本牛の父が県有種雄牛であれば、育種価要件は適用しない。

**2) 新規担い手用メニュー**

新規担い手確保対策事業・放牧地生産基盤整備事業(参照:7・10 ページ)を活用して新規就農した方が繁殖用雌牛を整備するのに要する経費。優良母牛用メニューとの併用は不可。

1ページに示す育種価要件を満たす牛。ただし、本牛の父が県有種雄牛であれば、育種価要件は適用しない。

4 補助率・補助対象経費の上限額および交付対象頭数の上限

**1) 優良母牛用メニュー**

補助対象経費: 定額

(補助対象牛 1頭あたり 10.5万円(県 5.25万円 市町村 5.25万円))

交付対象頭数上限: 50頭

**2) 新規担い手用メニュー**

補助率: 補助対象経費の3/4(県3/8 市町村3/8)

補助対象経費: 繁殖雌牛 1頭あたり 60万円(市場価格)

交付対象頭数上限: 年間10頭(事業初年度から3か年合計 20頭)



1 事業の内容

おおいた和牛の安定供給に向けた繁殖農家の生産基盤の更なる強化を図るため、高齢の繁殖雌牛等から優良な若い繁殖雌牛に更新を行う取り組みを支援します。

2 補助条件

- 1) 事業主体: 市町村
- 2) 事業実施主体: 繁殖農家等

3 補助対象牛

(出荷牛) ※以下1)～3)のいずれかを満たす繁殖雌牛

- 1) 令和7年12月31日以前から飼養している牛であり出荷時点で満10歳(120 か月齢)以上の牛
- 2) 繁殖障害により、繁殖に供することができない牛であり獣医師からの診断を有する牛
- 3) 牛伝染性リンパ腫清浄化対策(全頭検査を実施)に取り組み、家畜保健衛生所より感染高リスク牛と診断を受け、食肉処理場に出荷した牛(※過去の検査結果添付でできればOK)

※1)～3)共通で【死亡牛】は対象外となりますのでご注意ください。

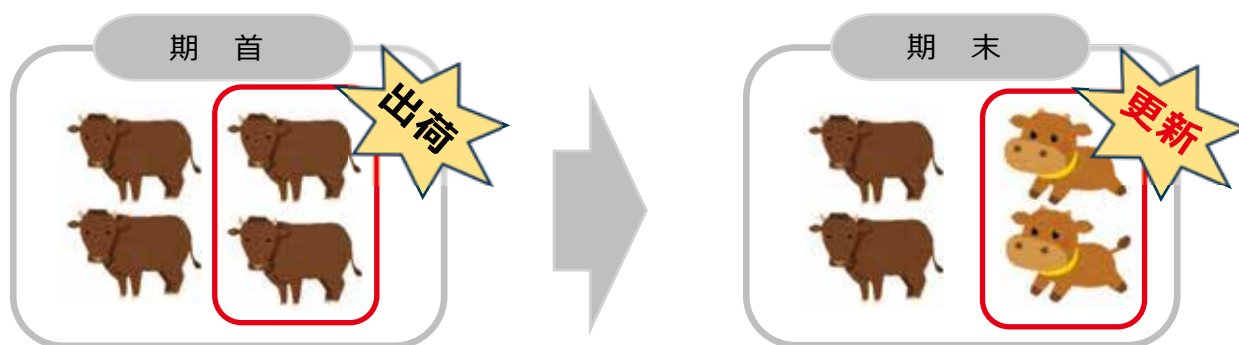
(導入・保留牛)

期末時点で満9ヵ月齢以上かつ導入時点で満14ヵ月齢未満の黒毛和種繁殖雌牛で、1ページに示す育種価要件を満たす牛。ただし、本牛の父が県有種雄牛であれば、育種価要件は適用しない。

4 補助対象経費・交付対象頭数の上限

補助対象経費: 定額(補助対象牛1頭あたり5万円(県 2.5万円 市町村 2.5万円))

交付対象頭数上限: 25 頭





## ゲノム育種価とは・・・なんぞや!?

### ◎ゲノム育種価とは

- ・肥育牛の枝肉成績・血統情報に加え、DNA情報を利用し、比較することでゲノム育種価を算出

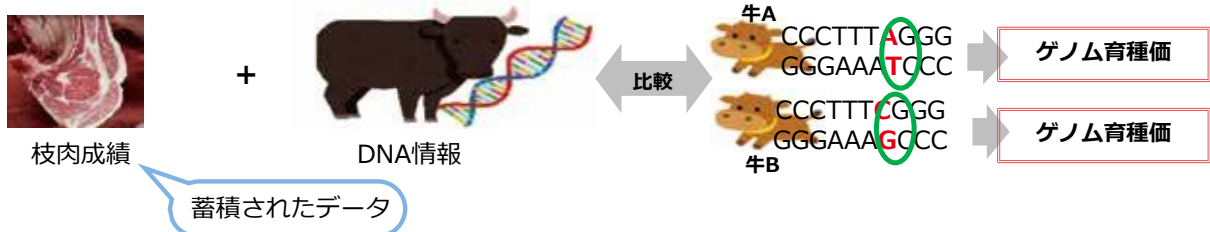
### ◎特徴

- ・生後すぐに判定できる  
(子牛検査のときに採材することが多いです!)
- ・きょうだい間での能力の違いが評価できる



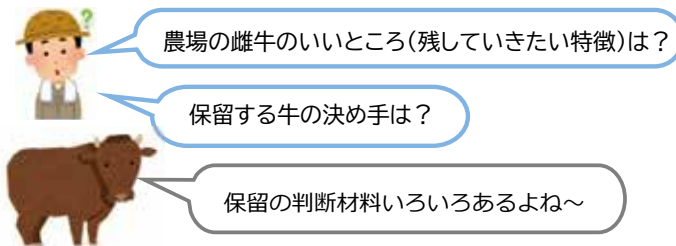
採材様子

### ◎ゲノム育種価イメージ図



## 肉用牛ゲノミック評価の現場での効果的な活用方法

### 活用方法その1: 【 保留牛の選定 】



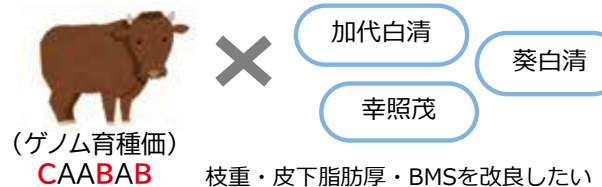
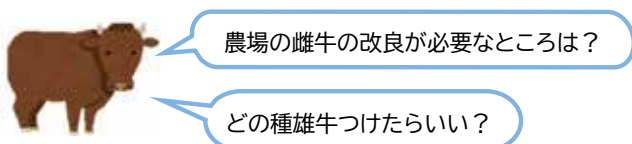
- ・血統、子牛の成績、体型 等 = 推定育種価
- ・性格、種付け状況 等 = 飼養環境要因
- ・遺伝情報、ゲノム評価 = ゲノム育種価

**どの牛を残すのか 判断する材料として活用!**

**同じ両親から生まれた子牛でも遺伝する能力には差が!!** (事例: R5大分県内で生まれた子牛のゲノム検査結果より)

		枝肉重量	0-1芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留基準値	脂肪交雑
期待育種価		A	H	H	B	A	H
ゲノム育種価	牛A	D	B	C	A	A	H
	牛B	A	A	D	C	C	B
	牛C	H	A	H	B	B	A

### 活用方法その2: 【 交配種雄牛の選定 】



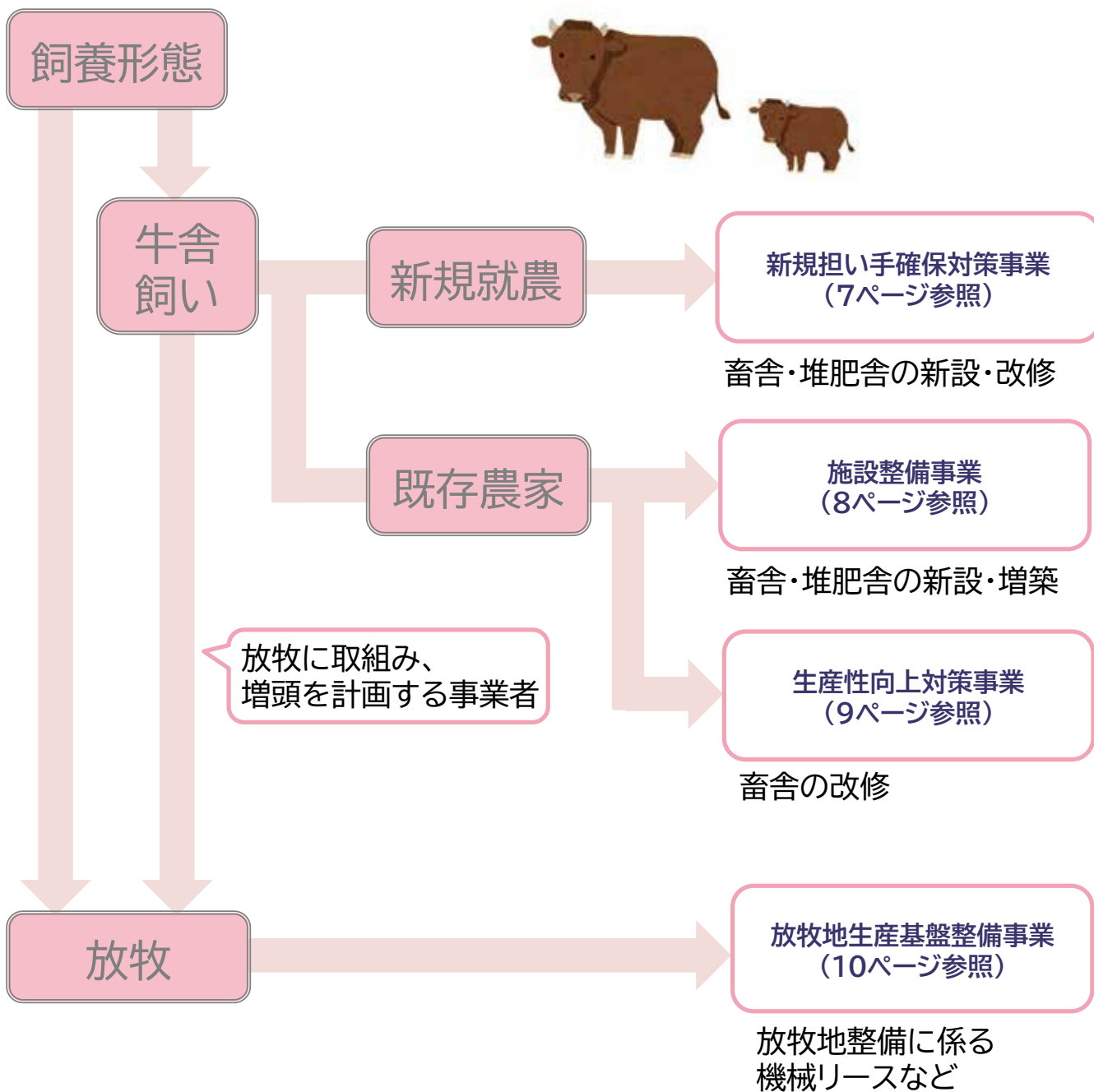
他に血統や体型など考慮する点ではありますが、

**どの種雄牛をつけるのか判断する材料として活用できます!**

**育種価もゲノム育種価もあくまでも基準のひとつ!!**

**保留牛の選定や種雄牛の選定の材料としてぜひお役立てください!!**

# 令和8年度 施設整備事業一覧



## 施設整備

## 【県単】新規担い手確保対策事業

### 1 事業の内容

将来独立就農や親元就農を目指す方を対象に、畜舎や堆肥舎等の建設(新設・増築)・改修並びに附帯設備の整備を支援します。

### 2 補助条件

事業実施から要件を満たす増頭計画を有し、農場作業全般を網羅した管理マニュアルを有する新規就農者の施設の整備を支援

1) 事業主体:市町村

2) 事業実施主体:【親元就農者】親元就農する者(原則45歳未満)

【独立就農者】独立就農する者(原則55歳未満)

3) 補助要件等:詳細は市町村および振興局等にご確認ください

※増頭要件については 4 補助率等に記載しております

### 3 補助対象

畜舎・堆肥舎等施設整備(新設・改修)

### 4 補助率(※補助対象事業費に対する補助率であり、掛かった経費に対する補助率ではありませんのでご注意ください。)

事業の種類	整備内容	全体	県費	市町村費	増頭要件(①かつ②)
親元就農型	畜舎	2/3 以内	1/3 以内	1/3 以内	①整備した施設分の頭数 ②10年以内に50頭規模
独立就農型	堆肥舎	3/4 以内	3/8 以内	3/8 以内	①5年以内に30頭以上の増頭 ②10年以内に50頭規模

※整備内容:畜舎・堆肥舎(新築(増築含む)・改修)が対象

### 5 補助対象の例(※整備内容毎に補助上限額あり。詳細は市町村等にお問い合わせ下さい)

畜舎



堆肥舎



## 施設整備 【県単】施設整備事業

### 1 事業の内容

将来の肉用牛生産基盤を支える担い手が省力化や生産規模の拡大を図るため、畜舎・堆肥舎の新設や増築、新設・増築に伴う附帯設備の整備に対して支援します。

### 2 補助条件

1) 事業主体:市町村

2) 事業実施主体:認定農業者、新規認定農業者

3) 補助要件等

①肉用牛農家・乳肉複合経営酪農家

②65歳未満の者または後継者を有する者

③<繁殖農家>事業実施年度の前年度末飼養頭数が、

50頭未満→5年以内に50頭への規模拡大計画を有する者

50頭以上→5年以内に新設(または増築)した畜舎・堆肥舎分の増頭計画を有する者

<肥育農家>事業実施年度の前年度末飼養頭数が、

150頭未満→5年以内に150頭への規模拡大計画を有する者

150頭以上→5年以内に新設(または増築)した畜舎・堆肥舎分の増頭計画を有する者

<一貫経営>

【既存経営体】整備する施設により繁殖農家要件または肥育農家要件のどちらかを選択

※事業実施年度以前より一貫経営を行っている者

【新規経営体】5年以内に新設(または増築)した畜舎・堆肥舎分の増頭計画を有する者

ただし、増頭頭数は繁殖雌牛(または肥育牛)20頭以上とする

※事業実施年度(または事業実施翌年度)より新たに一貫経営を開始する者

※既存畜舎がある場合は、本事業で整備する畜舎の収容頭数と合算した規模拡大計画も可能

④事業実施年度及び前々年度の2月1日時点の子取り雌牛の飼養頭数が1頭以上の者

(乳肉複合経営を開始する酪農家はこの限りではない)

※【参考】頭数換算は、繁殖雌牛 12~16 m<sup>2</sup>/頭を基準にしています。

(草地開発整備事業計画設計基準より)

### 3 補助対象

畜舎・堆肥舎(新設・増築)

4 補助率(※補助対象事業費に対する補助率であり、掛かった経費に対する補助率ではありませんのでご注意ください。)

全体(県費+市町村費)	県費	市町村費
1/2 以内	1/3 以内	1/6 以内

(※補助上限額あり。詳細は市町村等にお問い合わせ下さい)

## 施設整備

## 【県単】生産性向上対策事業

### 1 事業の内容

県内の肉用牛農家に対し、生産性、収益性の向上を目的とした各種機器・資材等の整備並びに畜舎の改修に対し支援します。

### 2 補助条件

- 1) 事業主体:市町村
- 2) 事業実施主体:県内の肉用牛農家(乳肉複合経営の酪農家含む)

### 3 補助対象(一例)・補助対象事業費の上限額

目的	効果	機器(一例)	補助対象事業費 (上限額)
1)繁殖成績向上	分娩間隔の短縮 発情発見率の向上 等	行動監視システム 超音波画像診断装置 等	300万円
2)品質向上 事故率低減	分娩事故防止 子牛発育向上 等	牛温恵 自動給餌器 等	300万円
3)環境制御	暑熱対策 鳥獣害対策 等	換気扇・細霧装置 カラスレーザー 等	450万円
4)畜舎改修	暑熱対策 飼養管理環境向上 等	屋根改修(2重屋根) スタンション・回転柵 等	450万円
5)環境整備 (水対策)	暑熱対策 飲水量確保 等	ボーリング・揚水ポンプ 送水管拡張 等	700万円

※鳥獣害対策:衛生管理区域内に限る

畜舎改修:新たに生産性向上に資するものとし、原状回復を目的とした修繕・更新は対象外

※補助対象の各機器・資材の設置費用と施工費用までを補助対象事業費とし、重複を含めた上で  
1事業実施主体あたりの補助対象事業費の上限額は1,500万円とする。

**(※詳細は市町村等にお問い合わせ下さい)**

4 補助率 **(※補助対象事業費に対する補助率であり、掛かった経費に対する補助率ではありませんのでご注意ください。)**

全体(県費+市町村費)	県費	市町村費
1/2 以内	1/3 以内	1/6 以内

行動監視システム



分娩監視カメラ



鳥獣害対策



ボーリング



## 1 事業の内容

国際情勢の影響を受けにくい自給飼料の生産基盤を確立するため、放牧経営の新規参入や規模拡大に取り組む事業者に対し支援する。

## 2 補助条件

- 1) 事業主体:市町村
- 2) 事業実施主体:県内の畜産経営体
- 3) 補助要件等:3年で5ha以上の放牧地を整備する計画を立てること

## 3 補助対象（※放牧地の拡大と一体的に整備する場合があります。）

- 1) 放牧地基盤整備に係わる機械リース等
- 2) ボーリング工事による水源の確保
- 3) 給水設備の整備
- 4) 電気牧柵や種子、除草剤等の放牧資材の購入費
- 5) 繁殖牛舎の建設
- 6) 拡大する放牧地の賃借料(事業実施年度限り)



## 4 補助率（※補助対象事業費に対する補助率であり、掛かった経費に対する補助率ではありませんのでご注意ください。）

全体 (県費+市町村費)	県費	市町村費
1/2以内	1/3以内	1/6以内

## 5 補助上限単価

1) 放牧地基盤整備に係わる機械リース等	なし
2) ボーリング工事による水源の確保	20 千円(掘削深度 1mあたり)
3) 給水設備の整備	2,000 千円(1箇所あたり)
4) 電気牧柵や種子、除草剤等の放牧資材購入費	290 千円(1haあたり)
5) 繁殖牛舎の建設	40 千円(1㎡あたり)
6) 拡大する放牧地の賃借料(事業実施年度限り)	50 千円(1haあたり)

## 機械導入 牧野生産性向上 【県単】自給飼料生産拡大対策事業

### 1 事業の内容

飼料費の高騰等による畜産経営に対する影響を最小限に抑えるため、①、②、③を行うために必要な機械等の導入及び④の取組に対し支援します。

- ①飼料用米の生産面積拡大
- ②自給飼料生産面積の拡大
- ③自給飼料生産に必要な堆肥の利活用拡大
- ④牧草の高温耐性品種への転換による生産性向上及び外部販売の取組等

ただし、②から④については、次の「2 県が上乗せするための国庫事業」のいずれかの事業に採択されるものに限ります。

### 2 県が上乗せするための国庫事業 ※機械導入は購入方式に限る

- (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(1の②、③)
- (2) 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業(1の②、③、④)
- (3) その他知事が認める国庫事業

### 3 事業実施主体

- ①: 畜産農家
- ②、③: 畜産農家、耕種農家、コントラクター
- ④: 牧野組合 など

### 4 補助対象経費

- (1) 飼料用米の生産面積拡大に係る機械  
田植機、コンバイン、ドローン など
- (2) 自給飼料生産に係る機械  
播種機、刈取機、反転機、集草機、収穫機、梱包機、積込機 など
- (3) 堆肥利活用拡大に係る機械  
堆肥散布機、堆肥運搬車(特装しているものに限る) など
- (4) 牧野生産性向上対策  
種子費、肥料費、除草剤費、獣害防止柵設置費 など

### 5 補助率

取組	全体 (県費+国費)	県費	国費
①	1/2 以内	1/2 以内	-
②、③、④※	3/4 以内	1/4 以内	1/2 以内

※④は 12,500 円/10a(県費補助額)上限

## 肥育預託 【県単】肥育牛安定生産対策事業

### 1 事業の内容

(株)大分県畜産公社(以下「畜産公社」という。)の預託事業を通じ、肥育経営の安定化を支援します。

### 2 預託制度

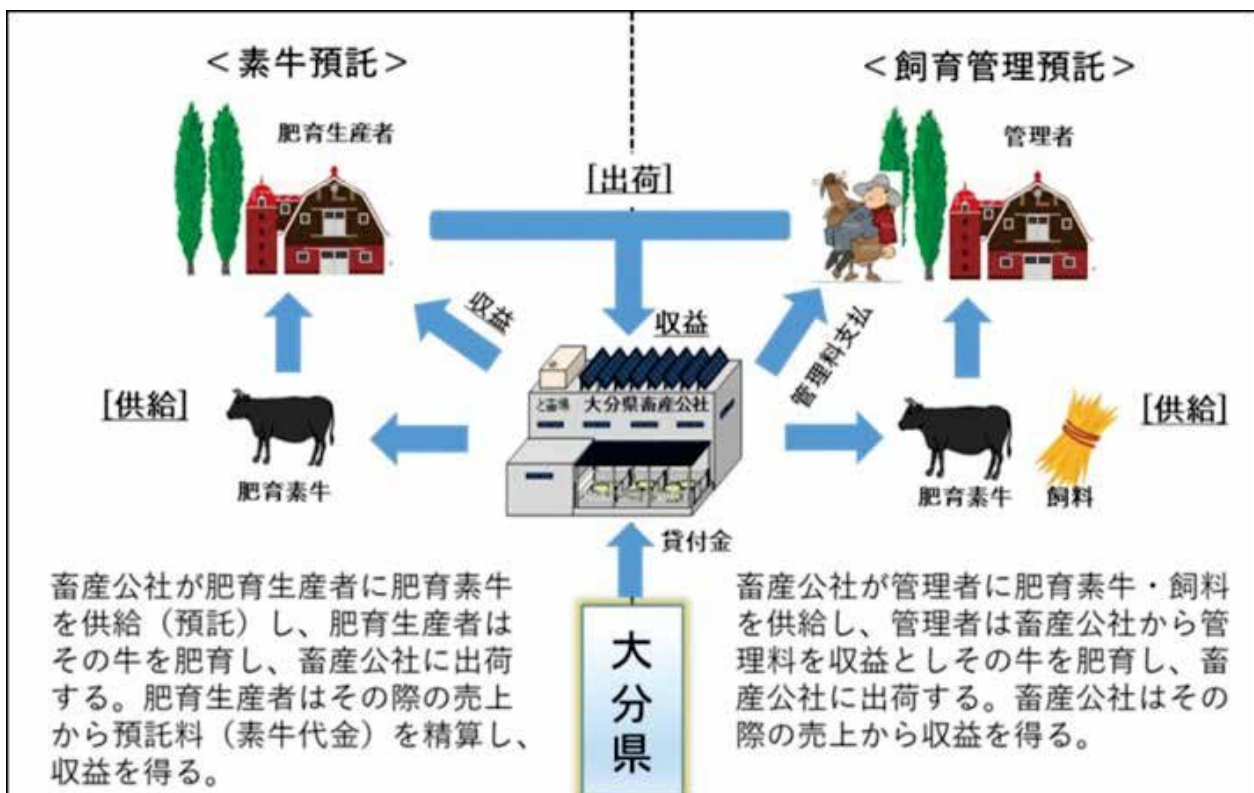
- 1)素牛預託:畜産公社が、県内の肥育農場に肥育素牛を預託  
肥育農場は肥育後、畜産公社に出荷し、預託代金を精算
- 2)飼育管理預託:畜産公社が、預託農場に肥育素牛や飼料を供給し、飼育管理を預託  
預託農場は畜産公社から飼育管理料を定期的に受領

### 3 預託条件

- 1)素牛預託:畜産公社が認める者で、県内子牛市場で購入した素牛
  - 2)飼育管理預託:同上
- ※預託農場は、肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン制度)に加入している者

### 4 素牛導入価格・頭数の上限及び預託経費等

詳細は、畜産公社にお問い合わせください。



**施設整備** 【国庫】畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業  
 (畜産クラスター事業 施設整備事業)

1 事業の内容

地域の課題・解決策、構成員の役割及び行動計画等を具体的に取りまとめた「畜産クラスター計画」に基づく畜産の収益性、持続性、社会的価値向上等に必要な施設整備等を支援します。

2 補助対象者 1)事業実施主体:畜産クラスター協議会(農協、市町村等)

2)取組主体:畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体

3 事業メニュー

- ①【収益性向上タイプ】:畜産クラスター計画に基づく収益力強化に必要な施設整備を支援
- ②【持続性向上タイプ】:畜産クラスター計画に基づく畜産・酪農経営の持続性や社会的価値を高める取り組みに必要な補改修を含む施設整備を支援

4 支援対象

収益性向上タイプ	持続性向上タイプ
①家畜飼養管理施設	①家畜飼養管理施設
②家畜排せつ物処理施設	②家畜排せつ物処理施設
③自給飼料関連施設	③自給飼料関連施設
④畜産物加工、展示、販売施設	④畜産物加工、展示、販売施設
⑤①～④の補改修	⑤①～④の補改修
⑥家畜導入(新規就農者等)	⑥家畜導入(新規就農者等)
	⑦家畜衛生施設(消毒ゲート、シャワー室、壁、舗装等)
	⑧野生鳥獣被害防止施設(金網柵、電気柵等)



5 成果目標 (整備後5年以内に達成)

【収益性向上タイプ】

- ◆ 1頭当たりの販売額の増加、生産コストの低減、所得の増加等成果目標を設定
  - ※大規模経営の場合:15%以上の増加または低減
  - 中小規模経営の場合:10%以上の増加または低減

【持続性向上タイプ】

- ◆ 国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農、アニマルウェルフェア、家畜衛生、鳥獣害防止等成果目標を設定
  - ※14項目の成果目標から1～2つ選択
  - 項目については、
  - 【畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(別紙1-2)】を参照

(※詳細は畜産クラスター協議会等にお問い合わせ下さい)

※事業活用を検討される場合は、7月までに協議会へご相談下さい

## 機械導入【国庫】畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (畜産クラスター事業 機械導入事業)

### 1 事業の内容

畜産クラスター計画を策定した地域において、その計画目的の実現に資する取組を支援するものであり、中心的な経営体に対し、収益性、持続性又は社会的価値向上等に必要な機械導入を支援します。

### 2 補助条件

1)事業実施主体:畜産クラスター協議会

2)取組主体:畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体

3)補助要件等:

【収益性向上対策】単位頭数当たり販売額の5%(大規模経営体は8%)以上の増加、生産コストの5%(大規模経営体は8%)以上の削減等の目標設定

【持続性・社会的価値向上対策】国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収3%以上の増加、温室効果ガスの排出量の5%以上の削減等の目標設定

3 補助対象 補助対象機械装置に限る

(詳しくは畜産クラスター協議会、又は畜産協会へお問合せください)

4 補助率 1/2以内(国1/2)

## 機械導入【国庫】ICT 化等機械装置等導入事業

### 1 事業の内容

畜産 ICT 応援計画に位置付けられた構成員に対して、労働負担軽減・生産性向上を図ることを目的に ICT 化等の技術を活用した機械装置の導入(リース)を支援します。

### 2 補助条件

1)事業実施主体:畜産 ICT 応援会議

2)取組主体:畜産 ICT 応援計画に位置づけられた構成員

3)補助要件等:畜産 ICT 応援会議全体で総労働時間削減 10%以上の目標設定

4)飼養頭数上限:乳用牛(酪農経営):搾乳牛頭数 120 頭以下

肉用牛(繁殖経営):24 ヶ月齢以上の繁殖雌牛 100 頭以下

肉用牛(肥育経営・一貫経営):全飼養頭数 200 頭以下

### 3 補助対象

飼料給与関係(自動給餌機、餌寄せロボット、自走式配餌車、哺乳ロボット、稲わら細断機)

飼養管理関係(発情発見装置、分娩監視装置、行動監視装置、バースクレイパー、敷料散布機)

4 補助率 1/2以内(国1/2) ※1戸当たり3,000 万円が上限

※スマート農法の計画認定を受けることにより、機械装置の導入とセットで一体的施設の補改修も対象。補助率1/2以内 ※1戸当たり5,000 万円が上限

畜産クラスター事業  
(R7年度補正予算)

# 施設整備事業のポイント

NEW 持続性向上タイプ

収益性向上タイプ

## 1. 事業要件 (新規・拡充部分) 【両タイプ共通】

【補助率：1/2以内】

- 酪農の成牛舎・搾乳牛舎の施設整備の支援を再開  
経産牛1頭当たり飼料作付面積が要件 (北海道40a、都府県10a)  
※1 国産飼料購入分の面積換算も可  
※2 給与飼料量の10%分を国産に置き換えることでも可 (都府県のみ)

- 施設の面積当たり上限単価 (基準事業費) を引き上げ  
知事が認めた場合は、基準事業費の**1.5倍**まで可能  
TMRセンター、哺育・育成センターは**1.8倍**まで可能

## 2. 支援対象

- 右記(③~⑧)に加え、
- 家畜衛生施設 (消毒ゲート、シャワー室、柵・壁、舗装等)
  - 野生鳥獣被害防止施設 (金網柵、電気柵等)  
※②の上限補助額：2,000万円

【施設整備の例】



- 家畜飼養管理施設
  - 家畜排せつ物処理施設
  - 自給飼料関連施設
  - 畜産物加工・展示・販売施設
  - ③~⑥の補改修
  - 家畜導入 (新規就農者等)
- 農場の分割管理も支援

収益性向上に直ちに結びつかない取組も支援！  
新規就農・経営継承、畜舎の補改修を推進！

## 3. 成果目標

以下の目標から1つないし2つ選択し、整備後5年以内に達成

テーマ	成果目標
1 環境	① 国産飼料利用量又は飼料作付面積 (単収) の5%(3%)以上の増加 ※( )は都府県 ② 温室効果ガス排出量の5%以上の削減 ③ ア 家畜ふん尿の堆肥化による販売単価又は販売量の5%以上の増加 イ 家畜ふん尿のエネルギー化による光熱費の5%以上の低減
2 地域経済・担い手	① 飼養管理のために雇用する人数又は人件費の5%以上の増加 ② ア 直売等への提供量の5%以上の増加 イ 農場HACCP取得等による販売量又は単価の5%以上の増加 ③ 教育ファームの認証の取得かつ従業員数×20名以上の来場者数 ④ 経営支援チームの構築かつ年3回以上の支援会議の開催 新規就農・経営継承により取り組みやすく！
3 AW・家畜衛生等	① AW畜産物の出荷量又は販売量の5%以上の増加、かつ販売単価の5%以上の増加 ② 家畜の疾病発生率又は事故率の5%以上の低減 ③ 鳥獣害被害面積又は件数の5%以上の低減 ④ ア 希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合が5%以上 イ 短期肥育牛又は早期出荷素牛の出荷頭数が全出荷頭数の5%以上

(1) ~ (3) のいずれかを整備後5年以内に達成

- 1頭当たり販売額の増加
  - 生産コスト\*の削減
  - 所得の増加
- 10%以上達成  
大規模経営※は15%以上  
(※正規雇用者が常時6人以上)

\* 飼料費、労働費、素畜費など個別の経費の削減でも可

【施設整備の例】



畜産クラスター事業  
(R7年度補正予算)

# 機械導入事業のポイント

NEW 持続性向上タイプ

収益性向上タイプ

## 1. 事業要件 (新規・拡充部分) 【両タイプ共通】

【補助率：1/2以内】

- 酪農における地域内の経産牛頭数の増頭制限の撤廃
- 中古機械の円滑な導入のため、三者見積りの省略 (都道府県による価格の妥当性の判断が必要)
- これまで、用途が限定されていたホイールローダー等の動力源について用途を限定せずに導入可 (畜産・酪農分野に限る)

## 2. 支援対象

右記に加え、乗用型消毒装置、野生鳥獣防除機械、AW機械、飼料生産用ドローン、ボディコンディショニングスコアカメラ等を追加  
持続性タイプでは、トラクターの知事特認が不要



- 飼料給与機械、②畜舎温度制御機械、
- 搾乳機械、④家畜飼養管理機械、
- 衛生管理高度化機械、
- 飼料播種・追播機械、
- 飼料収穫・調整機械、
- 草地等管理機械、⑨堆肥調整散布用、
- 畜産・酪農関係機械に要する動力源等の20区分の機械装置

## 3. 成果目標

以下の目標から1つないし2つ選択し、導入後5年以内に達成

テーマ	成果目標
1 環境	① 国産飼料利用量又は飼料作付面積 (単収) の5%(3%)以上の増加 ※( )は都府県 ② 温室効果ガス排出量の5%以上の削減 ③ ア 家畜ふん尿の堆肥化による販売単価又は販売量の5%以上の増加 イ 家畜ふん尿のエネルギー化による光熱費の5%以上の低減
2 地域経済・担い手	① 飼養管理のために雇用する人数又は人件費の5%以上の増加 ② ア 直売等への提供量の5%以上の増加 イ 農場HACCP取得等による販売量又は単価の5%以上の増加 ③ 教育ファームの認証の取得かつ従業員数×20名以上の来場者数 ④ 経営支援チームの構築かつ年3回以上の支援会議の開催 ⑤ 家畜市場又はと畜場への出荷日数15日以上若しくは出荷頭数の5%以上の増加
3 AW・家畜衛生等	① AW畜産物の出荷量又は販売量の5%以上の増加、かつ販売単価の5%以上の増加 ② 家畜の疾病発生率又は事故率の5%以上の低減 ③ 鳥獣害被害面積又は件数の5%以上の低減 ④ ア 希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合が5%以上 イ 短期肥育牛又は早期出荷素牛の出荷頭数が全出荷頭数の5%以上

(1) ~ (3) のいずれかを導入年度の翌年度に達成

- 1頭当たり販売額の増加
  - 生産コスト\*の削減
  - 所得の増加
- 5%以上達成  
大規模経営※は8%以上  
(※正規雇用者が常時6人以上)

\* 飼料費、労働費、素畜費など個別の経費の削減でも可



1 事業の内容

- 1)生産者が、畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付します。
- 2)遺伝的多様性に配慮するため、特に希少な父牛に由来する繁殖雌牛への更新に対し以下の単価を設定(黒毛和種のみ)

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭

2 補助条件

- 1)事業主体:畜産クラスター協議会
- 2)事業実施主体:畜産クラスター計画に位置づけられた取組主体の構成員

3 交付対象牛の主な要件

※詳細は後日、通知します。

- 1)期間内(令和8年1月1日~12月31日)において高齢の繁殖雌牛を出荷し優良な繁殖雌牛を導入すること。
- 2)出荷する繁殖雌牛は、令和7年12月31日以前から飼養し、出荷時点で満10歳(120ヶ月齢)以上であること。
- 3)導入牛は、令和8年12月31日時点で満9ヶ月齢以上かつ導入時点で満14ヶ月齢未満であること。(初妊牛は除く)
- 4)枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値その他家畜改良上重要な形質(脂肪交雑は除く)のうち2つ以上について、育種価または期待育種価が生産県のB以上(上位1/2以内)であること。
- 5)1交付対象者当たり25頭までとする。
- 6)希少な父牛に由来する優良な繁殖雌牛であること。  
16ページ以外の種雄牛を父牛とする優良な繁殖雌牛であること(黒毛和種のみ)

4 成果目標

- 1)繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下
- 2)繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下

事業実施年度の3年後において、上記(1)または(2)の達成が必要となる。

※申請時に畜産クラスター協議会が選定する。

No	各号	No	各号	No	各号	No	各号
1	愛之国	26	幸紀雄	51	野喜久	76	丸若土井
2	秋忠平	27	咲早桜 5	52	白鵬85の3	77	満天白清
3	暁之藤	28	幸男	53	白隆鵬	78	美国桜
4	秋光花	29	茂晴花	54	華勝栄	79	美津金幸
5	糸勝百合	30	茂洋	55	花清光	80	美津照重
6	梅華福	31	茂福久	56	花国安福	81	美津百合
7	奥晴花	32	白清誉	57	華忠良	82	峰勝姫
8	勝金幸	33	真乃介	58	花之福	83	美穂国
9	勝忠平	34	聖香藤	59	華春福	84	桃白鵬
10	勝俊桜	35	関平照	60	秀菊安	85	安亀忠
11	勝乃幸	36	千寿剣	61	秀幸福	86	安福久
12	勝早桜5	37	第1花国	62	秀正実	87	百合茂
13	勝平正	38	隆之国	63	姫勝久	88	百合白清2
14	勝美糸	39	貴隼桜	64	姫百合	89	百合美
15	金華光	40	拓忠平	65	平茂晴	90	百合未来
16	北小糸	41	武平俊	66	博紅葉	91	喜亀忠
17	紀多福	42	知恵久	67	福勝鶴	92	喜亀平
18	北福波	43	美百合	68	福之鶴	93	芳之国
19	北美津豊	44	哲重	69	福之姫	94	芳悠土井
20	北美津久	45	鉄晴幸	70	福晴茂	95	諒太郎
21	清正秀	46	直太郎	71	福増	96	若百合
22	銀恣	47	奈緑	72	福増鶴		
23	金太郎3	48	夏百合	73	富久竜		
24	耕富士	49	奈津百合 1	74	正忠平		
25	孔明桜	50	二刀流	75	益華明		

## I 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

### 1 事業の内容

地域において、多様な系統群による改良基盤の強化を推進するため、生産者集団等が繁殖雌牛を購入し一定期間自ら飼養する場合、または繁殖雌牛を購入し農業者、公共牧場、農事組合法人を含む農業生産法人に対し、一定期間貸し付ける場合に 1 頭あたり 6 万円(種雄牛・育種価要件により 9 万円)を支援します。

### 2 補助条件

- 1) 事業主体: 生産者集団(農協等)
- 2) 事業実施主体: 畜産農家等

### 3 交付対象牛の要件

指定された種雄牛由来の繁殖雌牛であり、育種価要件を満たすもの  
※詳細は、公表され次第、通知します。

## II 肉用牛ヘルパー推進

### 1 事業の内容

農家の高齢化等に対応し肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、要員確保、疾病時等の際のヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動を支援します。

### 2 補助対象

事業実施主体: 農協、農協連、農事組合法人、ヘルパー利用組合等

### 3 補助要件

ヘルパー利用に関して

- 1) ヘルパー利用組合規約(利用料金)
- 2) 利用組合とヘルパー要員の登録契約締結
- 3) ヘルパー利用申込書
- 4) 作業実施報告書、作業日誌
- 5) その他領収書等

### 4 補助内容

肉用牛ヘルパーの利用料金の1/2以内

※定休型は利用料金の1/3以内

※定休型は連続する3年間で上限

## 経営安定 【国庫】肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

### 1 制度内容

肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)は、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、肉用牛肥育経営の安定化を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割が交付金として交付されます。

### 2 積立金管理者

公益社団法人 大分県畜産協会

### 3 制度対象者の主な条件

肉用牛の肥育を業として行っていること。

### 4 1頭あたり生産者負担金の内訳(令和8年度)

区分	1頭あたりの生産者負担金		
		うち生産者	うち大分県
肉専用種	11,000円	10,250円	750円
交雑種	18,000円	17,170円	830円
乳用種	19,000円	18,470円	530円

## 経営安定 【国庫】肉用子牛生産者補給金制度

### 1 事業の内容

肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入自由化後における肉用子牛価格の下落に対処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉価格の実現を図ることを目的とした制度です。

本制度では、保証基準価格と合理化目標価格を毎年度設定し、肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が保証基準価格を下回った場合、その期間中、肉用子牛を販売(満6月齢以上12月齢未満)又は自家保留(12月齢以後も飼養)していれば、生産者補給金が交付されます。

### 2 事業実施主体 公益社団法人 大分県畜産協会

### 3 制度の対象者 肉用子牛の契約生産者

### 4 保証基準価格及び合理化目標価格(令和8年度)

	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	600,000円	547,000円	348,000円	174,000円	274,000円
合理化目標価格	457,000円	417,000円	265,000円	119,000円	216,000円

### 5 1頭当たりの積立金の内訳(第8業務対象年間:令和7年度~令和11年度)

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
子牛1頭当たりの積立金		1,600円	6,000円	20,000円	5,000円	2,400円
内 訳	農畜産業振興機構(1/2)	800円	3,000円	10,000円	2,500円	1,200円
	県助成(1/4)	400円	1,500円	5,000円	1,250円	600円
	生産者負担(1/4)	400円	1,500円	5,000円	1,250円	600円

## 1 事業の内容

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。

牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢に対し、まん延防止及び清浄化を推進するため、移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰を支援します。

また、吸血昆虫が媒介するアカバネ病防止のための組織的ワクチン接種を支援します。

## 2 補助条件

1) 事業主体: 公益社団法人大分県畜産協会

2) 事業実施主体: 牛飼養農家等

3) 補助要件等

- ① 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成 15 年法律第 72 号)に基づき耳標を装着している牛
- ② ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢の防疫推進計画を策定すること
- ③ ワクチン接種計画を策定していること

## 3 補助対象経費及び補助率等

### (1) 疾病清浄化支援対策

#### ア ヨーネ病対策

- ・ヨーネ病の検査費…1/2 以内
- ・牛とう汰推進費…定額(但し、当該家畜の評価額の 2/3 から利用額を除いた額以内)

#### イ 牛伝染性リンパ腫対策

- ・講習会の実施
- ・牛とう汰推進費…定額(但し、当該家畜の評価額の 2/3 から利用額を除いた額以内)

#### ウ 牛ウイルス性下痢対策

- ・牛ウイルス性下痢の検査費…1/2 以内
- ・牛とう汰推進費…定額(但し、当該家畜の評価額の 2/3 から利用額を除いた額以内)

### (2) 疾病流行防止支援対策

- ・アカバネ病流行地域における予防注射費…定額(但し、1 頭あたり 128 円以内を限度とする)

# 家畜伝染病対策を万全に！

## ●国内外で畜産を脅かす家畜伝染病が発生しています！！

### 口蹄疫 2026年1月30日、2月20日に韓国で発生！ 侵入リスク上昇中！

高熱（39℃以上）と口腔、舌、鼻、蹄及び乳房、乳頭に水泡を形成することが特徴の疾病です。水泡形成による痛みで食欲廃絶、跛行、起立不能などを呈し、生産性に甚大な影響を与えます。伝播力が非常に高く、陸上では60km（大分市～日田市に相当）、海上では120km（大分市～愛媛県松山市に相当）もの距離を風で移動するとされています。

#### 【対策】

一般的な消毒薬（アルコール、逆性石鹼）は口蹄疫ウイルスには有効ではありません。消石灰や塩素系消毒薬、NaOH添加消毒薬など有効な消毒薬を選択しましょう！  
使用する際には、酸性の消毒薬とアルカリ性の消毒薬が混ざらないように注意してください。



（出典：宮崎県）

### ランピースキン病 2024年11月に国内初発生！ 継続して対策を！

全身に数個～数百個の結節を形成し、食欲不振や発熱、泌乳量減少を呈することが特徴の疾病です。  
2025年1月23日以降、国内で発症牛の確認はされていませんが、今後も国内への侵入に注意が必要な疾病です。  
2025年7月28日には家畜伝染病（法定伝染病）と同等の措置がとれるようになり、発症牛はまん延防止のため殺処分することになります。



（出典：農林水産省）

#### 【対策】

サシバエ等の吸血昆虫により農場へ侵入・感染拡大することから、サシバエ対策が最大のランピースキン病対策になります！  
サシバエ対策は牛伝染性リンパ腫（BLV）対策やストレス軽減にもつながります。  
○幼虫対策：堆肥の切り返しやIGR製剤の散布でサシバエの卵やウジを駆除しましょう！  
春先に対策することで夏時期のサシバエを大きく減らせます。  
○成虫対策：防虫ネットの設置や下草刈りで牛舎にサシバエが寄り付かないようにしましょう！



← IGR製剤の散布ポイント  
（エランコジャパン提供）

除糞の見逃しやすい箇所→



- ◆ 家畜保健衛生所から発信する家畜伝染病の情報提供は必ず確認してください。
- ◆ 発生予防・まん延防止のためには、早期発見・早期通報が重要です。
- ◆ 少しでも疑わしい牛がみられる場合は、管轄の家畜保健衛生所にご連絡ください。

	電話番号	管轄地域
大分家畜保健衛生所	097-541-5241	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、由布市
豊後大野家畜保健衛生所	0974-22-0179	佐伯市、竹田市、豊後大野市
玖珠家畜保健衛生所	0973-72-0313	日田市、玖珠町、九重町
宇佐家畜保健衛生所	0978-37-0473	中津市、豊後高田市、宇佐市、杵築市、国東市、日出町、姫島村

# 1 農業近代化資金

令和8年10月に制度拡充予定（最新の内容はお問い合わせください）

施設や農機具の購入（農地取得は不可）等に利用できる最も一般的な長期資金。  
補助残にも融資可能。県が利子補給措置を講じている。  
目標地図に位置付けられた等の認定農業者は、農林水産長期金融協会による利子助成措置もある。

## 1 資金の概要

- 融 資 機 関 : 農協、銀行、JA大分信連 等
- 貸 付 対 象 者 : 認定農業者・認定新規就農者・主業農業者・目標地図に位置付けられた者・集落営農組織・農業を営む任意団体など
- 資 金 使 途 : (1号資金) 農業施設等の改良・造成・取得、農業機械の取得  
(主なもの) ※造成は本体工事と同時一体的であること、復旧は認定農業者、集落営農組織に限る  
(2号資金) 果樹等の植栽・育成  
(3号資金) 家畜の購入・育成  
(5号資金) 長期運転資金
- 基 準 金 利 : 3.75% (令和8年3月18日現在)
- 利 子 補 給 率 : 1.25% (令和8年3月18日時点)
- 貸 付 金 利 : 2.50% (令和8年3月18日時点)
- 貸 付 限 度 額 : 個人1,800万円、法人・知事が承認したもの2億円、農業参入法人1.5億円
- 融 資 率 : 事業費の80%以内。認定農業者、集落営農組織は特例で100%  
(※特例適用は集落営農組織は3,600万円まで)
- 償 還 期 限 : 使途毎に設定
- 償 還 方 法 等 : 元金均等、年1、2、3、4、6、12回償還から選択  
償還日 毎月10日

## 2 借入手続き等

- ・農業経営改善関係資金（前向き資金）の借入手続きによる。

## 3 国の金利負担軽減措置

目標地図に位置付けられた等の認定農業者は、貸付当初5年間の金利負担軽減措置を受けて融資が受けられる「農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業」等があります。詳細は融資機関まで。

## 4 留意事項

○借入にあたっての留意点

- (1) 貸付対象者によって融資率が異なりますのでご注意ください。  
※認定農業者以外の農業者（認定新規就農者等）については80%。
- (2) 償還期間は要綱に示す年数以内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間が設定されます。
- (3) 整備済みの中古品を取得する場合の償還期間は、償還計画等から判断し、必要最小限の範囲において残存年数を超える償還期間を適用することができます。
- (4) 事前着工はできません。  
貸付決定又は利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません。
- (5) 目的外使用はできません。  
貸付金は、計画した機械、施設等の支払以外の用途に使用することはできません。
- (6) 当初の計画からの融資額の増額は認められません。
- (7) 法令の制限等を受ける事業については、事前に必要な手続きを終えて、申請願います。
- (8) 信用保証制度がご活用いただけます  
融資機関から農業制度資金を借り入れる場合、所定の保証料をお支払いいただくことにより大分県農業信用基金協会がその債務を保証する制度がございます。

## 2 スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

日本政策金融公庫が、認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を融資

### 1 資金の概要

融 資 機 関 : 日本政策金融公庫

貸 付 対 象 者 : 認定農業者 ※市町村から農業経営改善計画の認定を受けた個人・法人

資 金 使 途 : 農業経営改善計画の達成に必要な長期資金

- ①農地等の取得、②農地等の改良等
- ③農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ④農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ⑤借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ⑥家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ⑦農業経営の改善を前提としての経営の安定に必要な長期資金

貸 付 金 利 : 1.65～2.50%（令和8年3月18日時点）

貸 付 限 度 額 : 個人 3億円（複数部門経営等は6億円）

法人 10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

償 還 期 限 : 25年以内（うち据置10年以内）

償 還 方 式 : 元利均等又は元金均等

### 2 借入手続き

農業経営改善関係資金（前向き資金）の借入手続きによる。

### 3 国の金利負担軽減措置

農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く。）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%）により、貸付当初5年間の金利負担が軽減された融資（最大20億円）を受けることができます。 詳細は、融資機関まで。

### 3 青年等就農資金

日本政策金融公庫が、認定新規就農者に対して、青年等就農計画に即して農業経営を開始するために必要な無利子資金を融資

#### 1 資金の概要

融資機関：日本政策金融公庫

貸付対象者：認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

資金用途：青年等就農計画の達成に必要な資金

(主なもの)

- ・ 農地等の改良等（農地取得は除く）
- ・ 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・ 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・ 創立費、開業費その他の繰延資産の取得等
- ・ 家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の開始によって必要となる長期資金

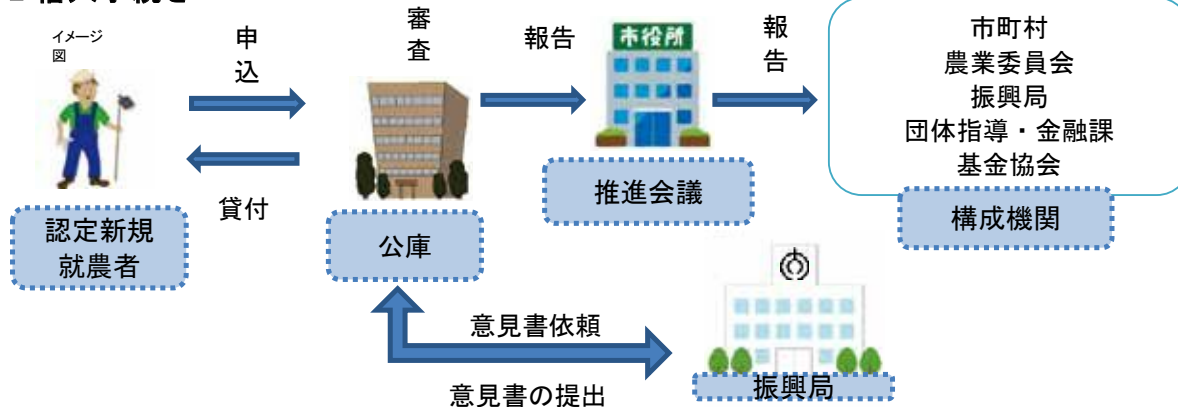
貸付金利：無利子

貸付限度額：3,700万円（特認限度額1億円）

償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）

担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

#### 2 借入手続き



○原則、融資機関事務委任方式

- 1) 青年等就農計画の認定を受ける（市町村が認定）
- 2) 経営改善資金計画書等の提出  
※指導農業士（研修先に限る）または都道府県（振興局）の意見書が必要
- 3) 審査（公庫）
- 4) 貸付決定
- 5) 貸付実行

○特認案件、意見書が付されないまたは意見書において計画の達成に疑義があるとされた場合は推進会議での審査・認定が必要

#### 3 留意事項

国の補助金を財源に含む補助事業は、原則本資金の対象とはなりません。

ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業は対象となります。

## 4 農林漁業セーフティネット資金

日本政策金融公庫が、自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を融資

### 1 資金の概要

融 資 機 関 : 日本政策金融公庫

貸 付 対 象 者 : 認定農業者、認定新規就農者、目標地図に位置付けられた者、集落営農組織、主業農林漁業者（\*）

（\*）農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの

資 金 使 途 :

- ア 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- イ 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ウ 社会的・経済的環境の変化等(物価高騰、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金  
（※）売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

貸 付 金 利 : 1.65~2.35 % (令和8年3月18日時点)

貸 付 限 度 額 : ① 簿記記帳を行っている場合 : 年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額  
② ①以外の場合 : 600万円

償 還 期 限 : 15年以内(うち据置3年以内)

### 2 借入手続き

日本政策金融公庫に借入申込

(資金用途アの場合、災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要)

## 5 特定災害対策緊急資金(県独自資金)

被害農林漁業者に対する低利子の施設復旧資金や長期運転資金

・天災被害や家畜疾病、その他社会的・経済的環境変化等による経済的損失の発生時に発動

・近代化資金等の既存資金に県と市町村で上乗せ利子補給措置を講じる。

あわせて、債務保証料についても県と市町村で保証料助成も行う。

### 1 資金の概要

指定災害：知事が指定した災害

指定地域：知事が指定した地域

対象資金：農業近代化資金、漁業近代化資金  
農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金

貸付対象者：指定地域で被害を受けた農林漁業者  
(※農業近代化資金は認定農業者に限る)

資金使途：施設等復旧、運転資金

利子補給率：各制度資金の貸付金利に、県と市町村で計2.0%まで上乗せ負担  
(県1/2、市町村1/2)

実質負担金利：例) 農業近代化資金貸付利率2.50%→0.50%(令和8年3月18日時点)

利子補給期間：7年以内(社会的又は経済的環境の変化による経済的損失は5年以内)

貸付限度額：(施設資金)各資金の限度額 (運転資金)各資金毎に設定

償還期限：各資金毎に設定

償還方法等：各資金の取扱と同様

### 2 発動・借入手続き等

・被害見込額等の状況に応じ、知事が特定災害に指定することにより発動

※市町村長からの要望により指定することも可

・借入手続きは各資金の定めによる

・借入申込時に市町村が交付する被災証明書等が原則必要となる

### 3 留意事項

・近年の発動状況 H29 地すべり、H29 九州北部豪雨(台風3号)、H29 台風18号、  
H30 斜面崩壊、H30 7月豪雨、H30 台風24号、R2 7月豪雨、R3 8月大雨、  
R4 台風14号、R5 6・7月大雨、R6 台風10号、R6 高温被害(園芸)  
R6 子牛価格低下(和牛繁殖)

・H29 九州北部豪雨、H30 7月豪雨、R2 7月豪雨、R3 8月大雨、R4 台風14号、  
R5 6・7月大雨、R6 台風10号については、国が5年間の無利子化措置を講じている。  
償還期間が5年間を超える案件は、貸付後6年目から県と市町村の上乗せ利子補給開始。

### 4 その他の災害資金

(1) 天災資金(天災融資法に基づく資金)

・大規模災害発生時に発動され、国・県・市町村で利子補給措置を講じるもの。

・H23東日本大震災以後の発動はなく、本県の直近の発動実績はH11(豪雨及び暴風雨)。

(2) 家畜伝染病緊急支援資金(県独自資金)

口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生時に発動する無利子の短期運転資金

## 畜産リノベ資金(大家畜・養豚特別支援資金)

負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る制度資金。

### 1 資金の概要 (経営改善資金:大家畜の場合)

資金内容： 毎年の約定償還額のうち、当該年度において償還が困難なものの借換

融資機関： 貸付事業を行う農業協同組合、知事が指定した銀行等

貸付対象者： 酪農・肉用牛経営

貸付金利： 3.95%程度 (R8.3.2 現在) ※貸付日の金利を適用

利子補給率： 1.45%程度 (R8.3.2 現在) ※貸付時の金利により変動

貸付限度額： 毎年の償還不足額 ※事業対象期間の最終年度(令和9年度)に、  
一定の条件の下で残高一括借換も可能。

償還期限： 一般 15年 (うち据置3年)

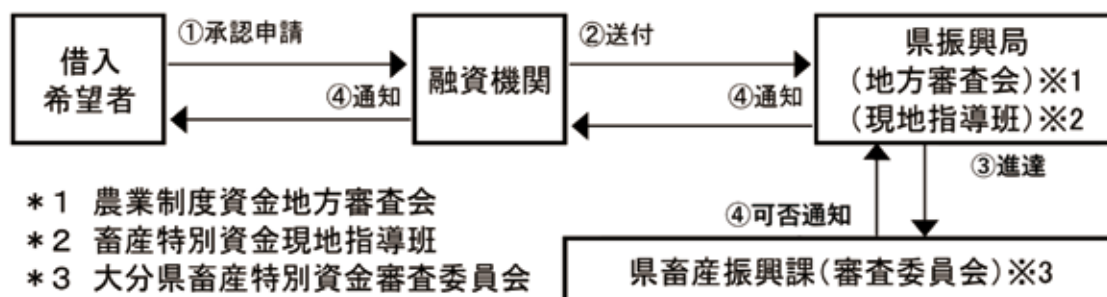
特認 25年 (うち据置5年)

貸付実行日： 5月、8月、11月、2月末

債務保証： 農業信用保証保険制度による保証保険を利用可能

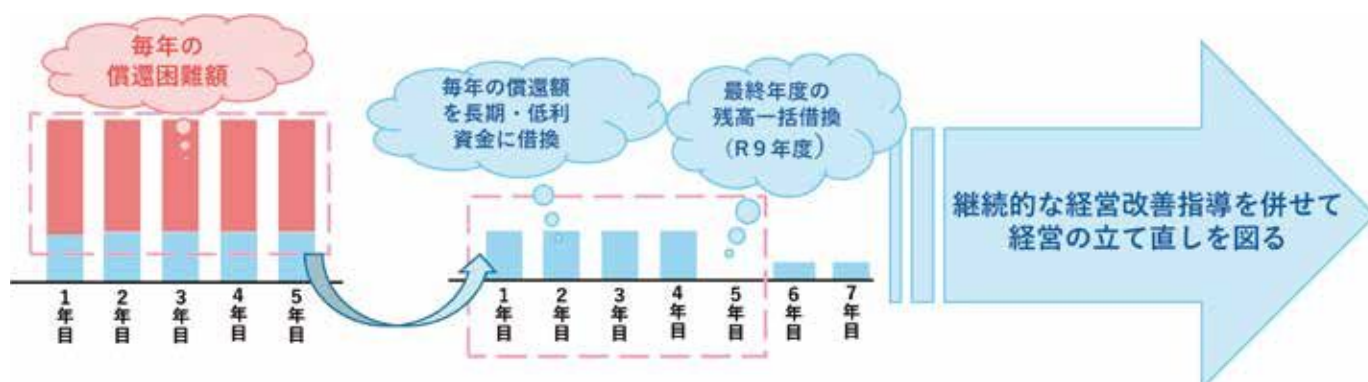
### 2 借入手続きフロー

#### (1) 経営改善計画の承認手続き



(2) 承認後、借入申込・融資機関による利子補給申請等の手続きを経た後に貸付実行

### 3 資金借換のイメージ



### 4 貸付実行後の留意点

貸付実行年度の翌年度から据置期間終了後5年が経過するまで毎年度、大分県畜産特別資金審査委員会の指導の下、経営改善計画の見直しが必要となります。

飼料価格の高止まり、子牛価格の下落等の社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しい酪農・肉用牛経営における3年分の償還額を限度額として、長期・低利の借換資金の融通を緊急的に行うことにより、当面の資金繰りの安定化を図る制度資金。 ※令和8年度も継続

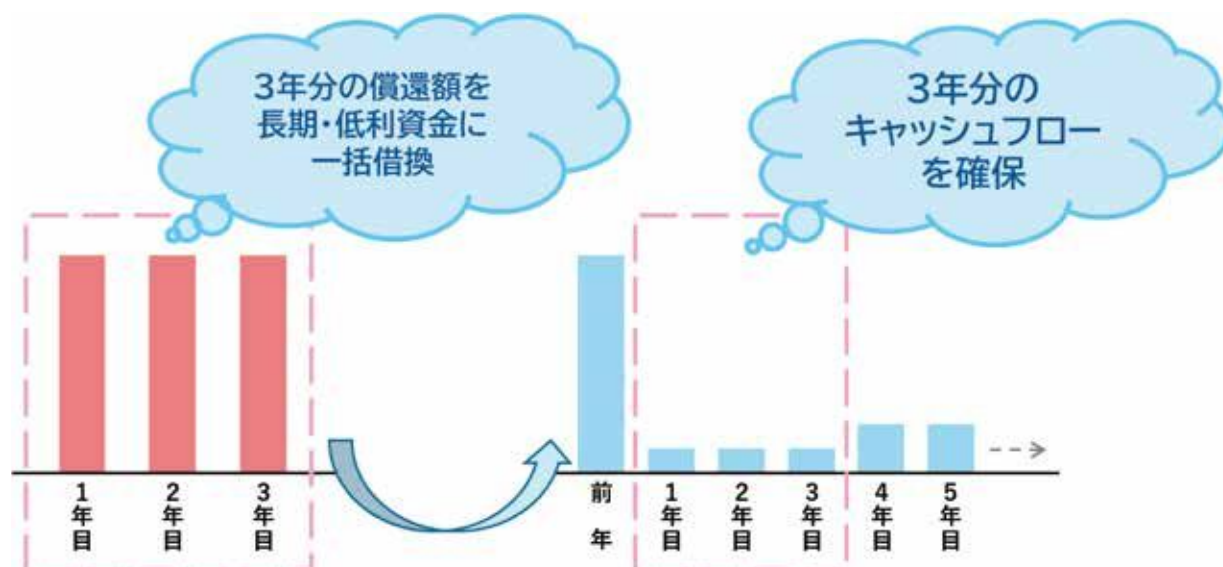
## 1 資金の概要

- 資金内容： 約定償還額のうち、3年分の償還額の借換
- 融資機関： 貸付事業を行う農業協同組合、知事が指定した銀行等
- 貸付対象者： 酪農・肉用牛経営(65歳以上の場合は後継者を確保していること)
- 貸付金利： 3.95%程度 (R8.3.2 現在) ※貸付時の金利を適用
- 利子補給率： 1.45%程度 (R8.3.2 現在) ※貸付時の金利により変動
- 貸付限度額： 3年間の約定償還額
- 償還期限： 25年(うち据置5年)
- 貸付実行日： 5月、8月、11月、2月末
- 債務保証： 農業信用保証保険制度による保証保険を利用可能

## 2 借入手続き

貸付実行までの手続きは、「畜産リノベ資金」に準ずる。

## 3 資金借換のイメージ



## 4 留意事項

本資金による総負債残高の一括借換はできません。

※本資金による借換を行ってもなお一括借換が必要な場合であって、計画達成が確実に見込まれる場合には、畜産リノベ資金の事業最終年度(令和9年度)による残高一括借換が可能です。

# 第13回全国和牛能力共進会 出品種雄牛紹介

第13回全国和牛能力共進会後の子牛市場における出品種雄牛産子の市場上場頭数を確保するため、令和8年6月までの期間にかけて、下記出品牛の積極的なご活用をお願いします。

黒原6275 (84.0)

## 安白清

父：百合白清2  
母：まさつるとい1 (母の父：安茂勝)  
生年月日：平成29年9月3日  
個体識別番号：15546-6342-0



総合評価群  
第6区

黒原6598 (84.7)

## 幸千風

父：勝乃幸  
母：そよかぜ1 (母の父：幸紀雄)  
生年月日：令和3年12月26日  
個体識別番号：16495-1502-3



脂肪の質評価群  
第7区

黒原6194 (86.3)

## 加代白清

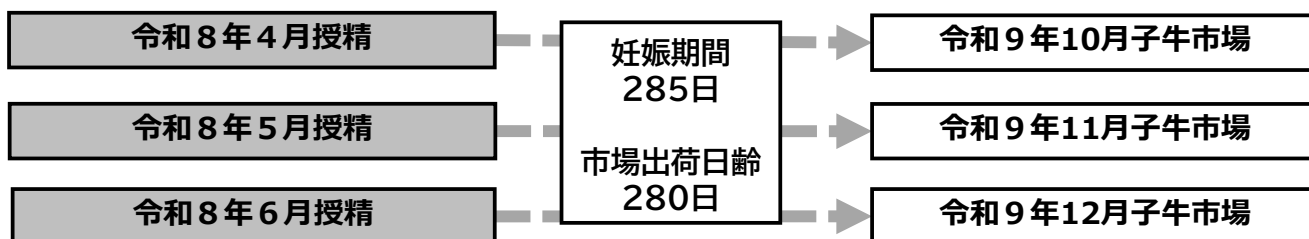
父：百合白清2  
母：かよこ77 (母の父：安平幸)  
生年月日：平成29年7月29日  
個体識別番号：15546-6496-0



去勢肥育牛  
第8区

### 第13回全共後の子牛市場上場に向けた想定スケジュール

第13回全国和牛能力共進会(令和9年8月26日～30日)



大分県農林水産研究指導センター畜産研究部 ☎0974(76)1219(肉用牛改良チーム)

# 堆肥等の生産、販売、譲渡は 県への届出が必要です

※肥料法「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく



必要な届出	届出書類	届出方法
<b>特殊肥料生産届</b>	<input type="checkbox"/> 特殊肥料生産業者届出書 <input type="checkbox"/> 届出者確認書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 【法人】登記簿謄本もしくは定款</li> <li>➢ 【個人】氏名、住所が確認できるもの 運転免許証、マイナンバーカード表面、住民票など</li> </ul> <input type="checkbox"/> 成分分析書 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 分析機関が発行した肥料の成績書</li> </ul> <input type="checkbox"/> 生産工程表 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原料、材料、製品の形状などを含め 生産工程のわかるもの</li> </ul>	<b>◆電子申請</b> 県ホームページから  <b>◆紙の郵送</b> <input type="checkbox"/> 届出書類 <b>1部準備</b> <input type="checkbox"/> 返信用封筒 <b>(切手貼付)</b>  定型 = 110円 定型外 = 140円 ※いずれも50g 以内の場合
<b>肥料販売開始届</b>  ※有償、無償問わず 譲渡の場合も必要	<input type="checkbox"/> 肥料販売業務開始届出書 <input type="checkbox"/> 届出者確認書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 【法人】登記簿謄本もしくは定款</li> <li>➢ 【個人】氏名、住所が確認できるもの 運転免許証、マイナンバーカード表面、住民票など</li> </ul>	定型 = 110円 定型外 = 140円 ※いずれも50g 以内の場合  R7.12.31

## 肥料とは？

①植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学変化をもたらすことを目的として土壌に施される物。②植物の栄養に供することを目的として植物に施されるものと定義。

## 堆肥とは？

特殊肥料に含まれる種類の1つ。わら、もみから、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの。

## 特殊肥料とは？

農林水産大臣が指定した肥料（47種類）  
米ぬか、魚かす等の農家の経験等によって識別のできる簡単な肥料、堆肥など

## 普通肥料とは？

特殊肥料以外の肥料。（139規格）  
肥料の品質を担保する条件（公定規格）がある。

## 肥料に関する届出Q&A



堆肥は耕種農家に無償で提供したり稲わらと交換したりしている  
だけだが、肥料販売届が必要か？

有償、無償を問わず、譲渡する場合も販売(所有権の移転)とするので、肥料販売業務開始届が必要です。



堆肥を作る時に発酵を促進するため尿素や硫酸等を入れることがあるが問題ないか？

使用することに問題はありません。ただし、使用する場合はその材料を品質表示の中で表示しなければなりません。  
その他、入れる原料や材料によって普通肥料としての手続きが必要となる場合があるので事前にご相談ください。



豚ふんの堆肥と牛ふんの堆肥など複数の種類の堆肥を作っているが、届出は1つでよいか？

肥料の生産届は**銘柄ごと**に届出が必要です。  
肥料販売開始届は**販売店舗(場所)ごと**に届出が必要です。



数年前から堆肥を生産して譲渡していたが届出をしていなかった。  
どうすれば？

**無届生産、無届販売は肥料法違反で罰則もあります。**  
速やかに**遅延理由書**(任意書面)を添付して必要な届出を行ってください。



肥料の生産、販売をやめた。

肥料の生産、販売をやめたり、届出事項の変更が生じた場合は、廃止届、変更届の提出が必要です。  
県ホームページを確認して手続きを行ってください。



必要な届出は行ったが、その後堆肥を販売、譲渡するときに注意することは？

特殊肥料のうち堆肥、動物の排泄物、混合特殊肥料については、**品質表示が義務付けられています**。適切な表示を行って販売してください。  
また、自家で出た家畜ふん等以外の原料を使用した場合、その原料帳簿を整備して保管する必要があります。



### 【問い合わせ先】

大分県農林水産部地域農業振興課  
安全農業班 肥料法担当

電話：097-506-3661

Mail：[a15060@pref.oita.lg.jp](mailto:a15060@pref.oita.lg.jp)

ホームページ：

大分県畜産デジタル推進協議会より

## うしの窓口 サービス提供開始予定のお知らせ

大分県畜産共通システム（通称：うしの窓口）は大分県の黒毛和種繁殖農家と畜産関係団体とを結ぶ電子申請&オンライン情報提供サービスです。

**令和8年4月1日より、正式サービス開始**



### ◆ 本システムが提供する主な機能

#### 1 電子申請機能

スマホやパソコンを利用して、**授精**や**分娩届**、**異動届**など日々の記録や申請が可能です。各種申請書類の作成や各団体への提出を、自由なタイミングで行えます。

##### ご利用可能な手続き



分娩の届出



異動の報告



市場の申込

#### 2 情報提供機能

所有牛の**育種価**や**病気の発生状況**、**県内家畜市場の市況**や**枝肉の格付結果**など、大分県の畜産に関わる最新の情報をいち早く提供いたします。

##### 団体からの提供データ



生産者へのお知らせ



県内家畜市場結果



肥育センター  
枝肉成績



家畜共済  
事故情報



全和登録  
育種価情報

うしの窓口は年中無休で利用可能 ※  
パソコンやスマートフォンから  
いつでも好きな時間にご利用いただけます。

※メンテナンス中を除く。別途インターネット接続環境が必要です。



**ご利用方法の詳細はこちら** >>

## ◆うしの窓口 ご利用開始までの手順◆

### 1 登録申し込み

二次元バーコード→  
またはホームページ  
より、利用開始申込  
を行います。



### 2

↓申込はこちらから↓  
※メールアドレス必須



[https://forms.gle/  
FVHP1B3ddC34nchr5](https://forms.gle/FVHP1B3ddC34nchr5)

### 3 登録完了

アカウント登録後、  
手続き完了の連絡を  
いたします。



本システムのご利用にあたり、よくあるご質問にお答えします。

### Q1 利用料金はかかるの？

現在の畜産情勢を考慮し、**当面、生産者の皆様は無料で本システム  
をご利用いただけます。**

本システムの運用は利用者間の相互扶助によって行われており、  
今後生産者にも利用料金等をご負担いただけるようお願いする場合が  
ございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### Q2 情報を勝手に利用されない？

本システムへ登録された情報は、データ提供利用個別規約及び生産  
者からのデータ提供に係る同意書に基づき、各団体の業務に必要な範  
囲で共有されます。**データの目的外利用、第三者への提供は規約によ  
り固く禁止されています**ので、ご安心ください。

## 大分県畜産デジタル推進協議会ホームページはこちらから

当協議会ホームページでは  
ご利用開始手続きや説明会日程等、  
各種お知らせを掲載していきます。

■QRコード※からアクセス



■URLからアクセス

<https://digital-council.sakura.ne.jp>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

大分県畜産デジタル推進協議会

・097-506-3674（大分県庁畜産振興課）

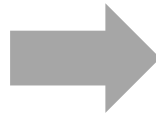
# 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律について

令和4年度から「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が施行され、建築基準法に基づく建築確認が義務づけられていた一定規模以上の畜舎等について、畜舎建築利用計画の認定を受けることで建築確認を免除※できるようになりました。

## 畜舎特例法施工後（R4.4.1～）



一定規模以上の畜舎等



建築基準法に基づく  
建築確認や届出

いずれかにより  
許可や届出を実施

畜舎特例法に基づく  
畜舎建築利用計画の認定※

※畜舎特例法に定める建築物の用途、利用方法等に適合する畜舎等に限る

## 畜舎特例法の対象となる畜舎等について

- 搾乳施設を含む畜舎又は堆肥舎
- 畜舎又は堆肥舎に付随する保管庫（倉庫又は車庫）※1
- 畜産経営に必要な貯水施設等 ※2
- **高さ8mを超える**家畜排せつ物の処理目的の発酵槽等

※1 「付随する」とは、畜舎・堆肥舎と①同一敷地内、②隣接する敷地内、③近接する敷地内に建築等するものであって、畜舎・堆肥舎と一体的に利用することをいいます。

保管する物資・車両等については、畜産経営の用途に供されるものに限られます（兼用することはできません）

※2 搾乳施設の洗浄のために使用する水を貯水するための施設、畜舎で使用する井戸水を浄化するための浄化設備を備える施設等が該当します。

## 畜舎特例法における畜舎等の要件区分

### A 構造畜舎等

技術  
基準

中規模の地震動（震度5強程度）に対して、**損傷が生じない**ような構造であるもの

利用  
基準

### B 構造畜舎等

技術  
基準

中規模の地震動に対して、**損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない**ような構造であるもの

畜舎特例法では、畜舎等の構造、防火等に関する**技術基準**と、畜舎の利用方法に関する**利用基準**の両方を守る必要があります。

### A・B 構造畜舎等共通

- 夜間（夜10時から朝4時）に畜舎内で睡眠しない
- 避難経路の確保
- A又はB構造畜舎等であることの表示

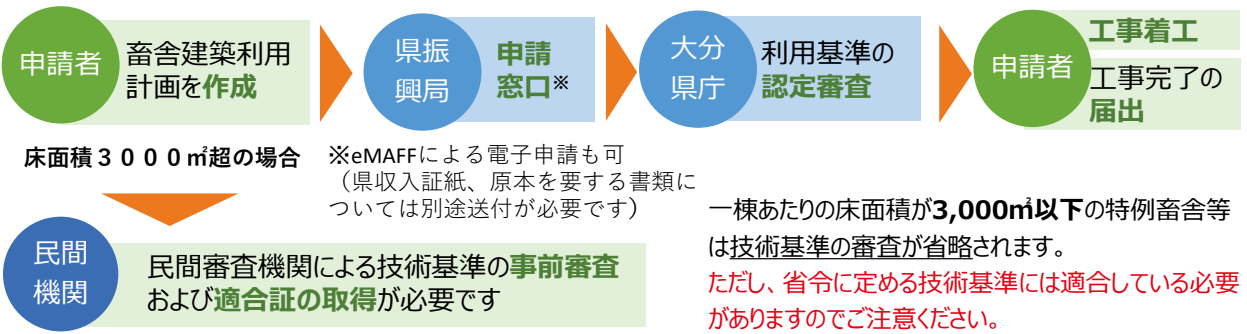
### B 構造畜舎等のみ

- 下記表の滞在者数・時間以下にする
- 定期的な避難訓練に関する記録保存

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡～1,000㎡	8時間・人	4人
1,000㎡超～2,000㎡	16時間・人	8人
2,000㎡超～3,000㎡	24時間・人	12人
3,000㎡超～	32時間・人	16人

高さ16m以下

## 畜舎特例法による申請の流れ（大分県の場合）



## 認定後の手続きについて

### ①認定畜舎等の建築等工事完了届の提出（工事完了後）

原則として、当初の認定内容からの変更は認められません。

（当初認定された内容からの変更について、省令で定める軽微な変更を除き、畜舎等建築利用計画の変更認定が必要です）

### ②認定畜舎等の利用状況定期報告書の報告（定期的実施）

5年に1回、6月30日までに利用状況の定期報告が必要です。

※他、相続・譲渡・合併等により認定畜舎等の利用者が変更となる場合にあっては、別途認定計画実施者の地位承継にかかる認可等を受ける必要があります。

（原則として自己判断による譲渡等は行えません）

## よくあるお問い合わせ

### Q.申請にあたり、手数料等は必要でしょうか？

A.必要です。申請にあたり下記金額を**大分県収入証紙**によって納入してください。

手続き名称	金額	備考
畜舎建築利用計画の認定・変更認定申請	7,400円	畜舎等の建築（改装）工事に着工する前に申請するもの
認定畜舎等の仮使用認定申請	5,750円	特例畜舎以外の畜舎等について、竣工前に利用を行う場合に申請するもの
地位承継認可申請	2,950円	畜舎等の利用者が変わる場合に申請するもの
敷地等と道路との関係の認定申請	28,700円	都市計画区域・準都市計画区域内で、接道要件の知事特認を要する場合に申請するもの

### Q.特例畜舎等であれば、構造計算を行わなくてよいのでしょうか？

A.木造では床面積500㎡超、木造以外では床面積200㎡超の場合は、**構造計算により安全を確かめる必要があります。**

建築士法に基づく安全証明書の発行について、畜舎等の**設計とは別に費用が発生する場合があります**ので、設計を依頼する建築士へご相談ください。

円滑な手続きのため、畜舎特例法のご利用を検討している場合は事前のご相談をお願いします。  
畜産振興課 企画流通班（097-506-3674）

# 令和8年度(2026年度)大分県家畜市場日程表



区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子牛	市場	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠
	曜日	11(土)	11(月)	11(木)	11(土)	11(火)	11(金)	11(日)	11(水)	11(金)	11(月)	11(木)	11(木)
	市場	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥
	曜日	12(日)	12(火)	12(金)	12(日)	12(水)	12(土)	12(月)	12(木)	12(土)	12(火)	12(金)	12(金)
北部市場	曜日	3(金)	1(金)	4(木)	3(金)	5(水)	3(木)	1(木)	5(木)	4(金)	6(水)	4(木)	4(木)
	曜日	23(木)	19(火)	23(火)	23(木)	18(火)	17(木)	19(月)	19(木)	17(木)	19(火)	18(木)	18(木)
成牛	曜日	23(木)	19(火)	23(火)	23(木)	18(火)	17(木)	19(月)	19(木)	17(木)	19(火)	18(木)	18(木)
	曜日	23(木)	19(火)	23(火)	23(木)	18(火)	17(木)	19(月)	19(木)	17(木)	19(火)	18(木)	18(木)

※市場日程については、変更する場合がありますのでご注意ください。

子牛・成牛 9時30分～  
素牛 10時00分～

開催時間

送金先

豊後豊肥家畜市場

豊後玖珠家畜市場

豊後北部家畜市場

全国農業協同組合連合会大分県本部 畜産部 畜産課

## 流産・疾病発生・発育不良は大損害！！ ～ワクチン接種は市場1ヶ月前までに接種しよう～

- ワクチン接種は市場1ヶ月前までに接種しよう！  
五種混合・ヘモフィルス・イバラキ病ワクチンを接種しておりますので、導入後早めに第2回目のヘモフィルスワクチンを必ず接種して下さい。
- 流行すると多大な被害！  
牛異常産四湿ワクチン接種で、母牛を異常産から守りましょう！
- 消毒の励行を！ ～毎月8日は、畜舎一斉消毒の日！～  
靴底消毒・踏込消毒機設置・消石灰散布・畜舎消毒・車両消毒
- 健康観察を！  
毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所へ通報してください。



公益社団法人 大分県畜産協会

(大分県大分市古国府六丁目4番1号(JA全農おおいた別館2階))



(HP QRコード)

〒870-8635 大分県大分市古国府六丁目4番1号  
TEL 097-544-0046 FAX 097-545-9532  
ホームページ URL <http://www.ot.zennoh.or.jp/>



**MEMO**



A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



## 各関係機関、関係団体等連絡先

機関・団体名	電話番号
<b>【県関係】</b>	
大分県農林水産部団体指導・金融課	097-506-3613
大分県農林水産部地域農業振興課	097-506-3662
大分県農林水産部畜産振興課	097-506-3674
大分県農林水産部畜産技術室	097-506-3682
東部振興局 企画・農政班／畜産班	0978-72-0409／0978-72-1141
中部振興局 企画・農政班／畜産班	097-506-5732／097-506-5766
南部振興局 企画・農政・就農班／営農・畑地化・畜産班	0972-24-8645／0972-22-1195
豊肥振興局 企画・農政班／畜産班	0974-63-1172／0974-63-1306
西部振興局 企画・農政班／畜産班	0973-22-2585／0973-23-2217
北部振興局 企画・農政班／畜産班	0978-32-1621／0978-32-1555
大分県農林水産研究指導センター畜産研究部	0974-76-1216
大分家畜保健衛生所	097-541-5241
豊後大野家畜保健衛生所	0974-22-0179
玖珠家畜保健衛生所	0973-72-0313
宇佐家畜保健衛生所	0978-37-0473
<b>【畜産関係団体】</b>	
全国農業協同組合連合会大分県本部	097-544-0046
公益社団法人大分県畜産協会	097-545-6593
公益社団法人全国和牛登録協会大分県支部	097-574-8588
おおいた肉用牛振興協議会	097-544-9997

### 【おわりに】

本手引き書は、以下の各関係団体及び各関係機関の皆様のご協力により作成しました。  
ご協力ありがとうございました。

- ・全国農業協同組合連合会 大分県本部
- ・公益社団法人 大分県畜産協会
- ・公益社団法人 全国和牛登録協会大分県支部
- ・大分県農林水産部畜産振興課・畜産技術室・団体指導・金融課・地域農業振興課
- ・大分県農林水産研究指導センター畜産研究部